

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神崎町長 椿 等

市町村名 (市町村コード)	神崎町 (123421)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (武田・新・毛成・古原・植房・立野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、水田地帯と畑作地帯に分けられる。谷津田で小区画の水田が多く耕作条件が厳しい地域となっている。また、耕作者の高齢化が進んでおり、後継者の確保などが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手へ農地の集積、集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、担い手の確保については、地域内だけでなく近隣の地域等から広く受け入れ、耕作しやすい環境整備を図る。地域の主な作物は、水稻であるが、主食用米だけでなく飼料用米といった新規需要米の取り組みを引き続き進めていく。畑作物については、産地となっている甘藷や人参といった根菜類の良品質化をはじめとして、土壌改良・地力増進のため緑肥作物の作付けを拡充するとともに、そばや穀物類といった土地利用型作物の作付けについても推奨していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	149 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字が武田、新、毛成、古原、植房、立野で地図上の着色がある農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を確認し、貸付意向のあった農地について担い手の耕作が図れるよう調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業等の活用を検討し、耕作しやすい環境作りに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や町、JA等関係機関と連携し、担い手の確保のため、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報は、地域内で共有し必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猟友会の協力のもと有害鳥獣駆除と遊休農地の管理を行うことで被害を未然に防ぐように努める。
 ②発酵×オーガニックビレッジ宣言のもと、有機作物を栽培する農地拡大を検討する。
 ③スマート農業を推進するため、スマート農機の購入や大規模区画のほ場整備などを検討する。
 ⑦多面的機能支払交付金事業を通じて、農道、水路等の維持管理を地域一体となって取り組むよう努める。